

令和5事業年度公益財団法人かぬま文化・スポーツ  
振興財団事業及び決算の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、令和5事業年度公益財団法人かぬま文化・スポーツ振興財団事業及び決算を別紙のとおり議会に提出し、報告する。

令和6年7月2日提出

鹿沼市長 松 井 正 一